

令和3年6月18日

それでは行いたいと思います。

5月9日から適用されていましてまん延防止等重点措置は、6月20日、日曜日に終了をいたします。4月19日の緊急警戒宣言発出から約2ヶ月の長期にわたり、県民の皆様、事業者の皆様にご協力をいただき、感染者数は着実に減少をしています。これは県民の皆様、事業者の皆様のご尽力の結果であり、心から感謝を申し上げたいと思います。

しかし、感染状況は改善し、まん延防止等重点措置は終了されるものの、これまでよりさらに感染力が強いとされるデルタ株などの変異株の脅威が迫り、愛知県や大阪府の緊急事態宣言は解除されますが、全国各地でまん延防止等重点措置が適用されるなど、今はまだ警戒を緩める時ではありません。

また、第3波、第4波において、年末や年度末における人の移動を抑えきれず、感染拡大に繋がったことを教訓に、今回こそ確実に感染を抑え込むため、令和3年6月21日月曜日から令和3年6月30日水曜日まで、このまん延防止等重点措置終了後も、三重県リバウンド阻止重点期間として、リバウンド、感染の再拡大阻止に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

それでは順次説明していきたいと思いますが、まず現在の感染状況です。

(資料を掲示) この6月17日、昨日時点ですけれども、病床も17.5ということで、すべての指標がステージⅡ以下という形になっております。繰り返しますが、県民の皆様のご協力に心から感謝を申し上げたいと思います。

次お願いします。

今回、要はリバウンドを阻止したいということは、つまり、これ近鉄四日市駅周辺の21時代の人流なんですけれども、こういう緊急警戒宣言とかが出てこず一つこの2ヶ月間ぐらいにわたって人流が抑え込まれてきたわけなんですけれども、これがなくなることでその後ぐっと伸びていって、それが感染拡大に繋がっていくということを阻止したいということでもあります。

次お願いします。ということで今申し上げましたとおり、このまん延防止等重点措置、これは解除、6月20日で解除となりますけれども、引き続き感染の再拡大を生まないように、リバウンドを阻止、重点期間という形で6月30日まで、月末まで行わせていただきたいと思っておりますので、県民皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

これは、第3波、第4波の教訓を踏まえているものでありますので、ぜひご理解をいただければと思います。

それで、どういうことをやるか、この期間ですね。

まず1つは、営業時間の短縮要請について、段階的に解除をしていきたいと思っております。

全県の営業時間短縮要請は解除にしますけれども、四日市市におきましては、21時までという形で、6月30日まで営業時間の短縮の要請をさせていただきたいと思っております。

す。今この時点では、酒類、酒の提供は自粛をさせていただいておりますけども、この21日からは、酒の提供は可能になります。

四日市市であるということについては、この段階的に解除していているということと、少しデータ的に申し上げれば、これまでもまん延防止等重点措置の措置区域を決める時に指標としてきました、直近2週間の人口10万人当たりの感染者数は昨日時点で10.15ということで、ステージⅢの15人は下回っているものの、県内保健所管内で唯一2桁になっている地域であります。

加えて、この2週間の県内感染者に占める割合が、四日市市が、保健所管内が35.2%ということで3分の1を超える割合が四日市の中で感染が見られるということと、四日市保健所管内の病床占有率が33.7%ということで、全県の17.5と比べれば、やはり少し高い状況もありますので、こういうことなどからも、全体的に段階的に解除するというに加えて、四日市市保健所管内の現状も踏まえて、こういう形でさせていただくということでもあります。

次お願いします。

このリバウンド阻止重点期間の1つの特徴は、第3波、第4波のときの教訓で、波と波の間が短く、あるいは次の波が高くなるようにするために、臨時的に指標を設定して、そしてそれが来たら即座に、時短要請などを、措置をとらせていただくというような、リバウンドアラートというのを新たに設定したいと思います。

そのリバウンドアラートというのとは何かといいますと、新規感染者数、1日当たりの新規感染者数が2日連続で17人以上となった場合、あるいは、飲食店やカラオケ利用に伴うクラスターが2件以上発生した場合に、飲食店や1000平米を超える集客施設に対する、営業時間の短縮やカラオケ設備の利用自粛を即座に行わせていただくということになります。

この10日間、こういうアラートを使っていきたいということです。

なんで、この17人以上なんですかっていうことです。

これが、去年初めて感染者が発生した1月30日からの、ずーっと6月15日分までの発生件数です。

実は、この1日あたりの感染者数が17人以上になると、その後約2週間後に急激に増加をするということで、特に2日連続で確認された場合、この3回ですけども、3回中3回とも急激に増加をしているということです。

この1回だけぴょっと出たやつは、その後すぐに戻っているというようなことですので、2日連続17人以上というのがこれまでの教訓で、次に高くなっているということです。もう少し具体的に数字を言いますと、例えばここは、11月18日から19日、11月18、19と17人以上になったことで、9日後の11月28日に、過去最多29人となりました。それから12月30日、31日に17人を連続で超えた時に、9日後の1月9日に、49人という過去最多になりました。3月30日、31日に2日連続17人を超えたときに、21日後の4月21日に、最多57人という形になっています。

大体2週間前後になりますけども、過去最多、もちろんその後さらに過去最多それぞれ

更新していますけれども、過去最多をこの2週間程度のところで迎えるということであり、この2日連続で17人以上というのは、リバウンド防止の時の、早期に感染拡大の兆候を読み取る臨時的な指標として設定をさせていただきたいと思っております。

これがなければ今申し上げたような追加的な措置を行うということはありません。

次お願いします。

今、四日市の話とアラートの話をしました、ここからは全県の皆さんに、リバウンド阻止重点期間にお願いをしたいことです。

1つは、生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動は避けてください。これはこれまでと変わりません。県内の移動につきましても、必要性、安全性を慎重に検討していただいて、この本文には書いてあるんですけれども、混雑する時間とか場所、それは避けてください。家族以外との会食は少人数、短時間でお願いをします。また、基本的な感染防止対策をさらに徹底してください。

特に、熱中症に注意しながらということなんですけれども、クーラーをかけていて部屋を締め切ってしまうケースがあります。特に換気には気をつけてください。

それから、3密でなくても変異株の場合、感染してるケースもあります。1密2密でもありますので、マスクの着用は特に徹底して欲しいと思います。

これらは法律24条9項、特措法に基づく協力要請であります。

次お願いします。

事業者の皆様には、この感染防止対策の徹底をお願いしたいということ、アクリル板の設置、換気の徹底、これ飲食店ですね。飲食店「あんしん みえリア」の積極的な活用をお願いしたいと思っています。

飲食店を、県民の皆さんが利用する機会がこれからさらに増えてくると思いますので、飲食店の皆さんにおかれましても、利用者の方が安心して利用できるように、この認証制度、積極的にご活用いただきたいということ。県民の皆さんもぜひこの認証制度をより知っていただいて、そういう、しっかりとした努力をされている飲食店など、しっかりと利用していただくと良いと思います。

それから勤務時間外も含めて、場面の切り替わりも含めて、従業員への感染防止対策の徹底、これは事業者全体ですね。それからガイドラインを守っていただきたい。

次お願いします。

事業者の皆様に対しましては、テレワークなど出勤者の5割削減のところ以外は、あと認証制度以外は、24条9項に基づく、特措法に基づく協力要請となっています。

それから少し対策のその他紹介ですが、これまで申し上げており、職域接種についても、こういう形でやっていますのでぜひご活用ください。

次お願いします。

現在、職域接種ですが、昨日時点で37の企業等からの申請を受け付けていまして、接種予定人数は申請ベースで94,110人ということです。今日、ぶら下がりもあるの

で、その時もう少し職域接種、詳しく発表したいと思います。

次お願いします。

社会的検査、527施設のうち522施設でやっています。抗原定性検査キットの検査の活用を促しています。

次お願いします。

この6月21日からの時短、四日市市内で時短に協力いただく皆さんへの協力金の変更であります。20日までは20時までの時短営業で、1日あたりご協力いただいたら、こういう形の規模に応じてこうなります。21日からは21時までの営業ということで、協力金の1日当たりの単価がこういうふうに変更になるということでありまして、引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

次お願いします。

事業者支援については先ほどの「あんしん みえリア」、それから観光地の認証制度、6月30日に、これ今まで日付入っていませんでしたが、6月30日に要綱等を公表したいと思います。夏休みを控え、観光関連事業者の皆さんにもこの認証制度、積極的に活用していただきたいと思います。

それから、センサー等の購入経費の補助、それからアドバイザー派遣、それからPCR検査費用の補助、そして宿泊事業者の前向きな投資、非接触の受け付けとかですね。これも今まで日付入っていませんでしたが、7月5日に要綱を発表したいと思います。

次お願いします。

ということでこれまで申し上げましたとおり、まん延防止等重点措置は、県民の皆様のご協力で終了となりますけれども、すべての対策を終了してよいというわけではありません。これから梅雨が明けると、多くの方が活発に活動する夏を迎え、子どもたちも様々な経験を積むことのできる夏休みを迎えます。こうした大切な時間を、我慢の中で過ごすことのないよう、今、しっかりと確実に感染を押さえ込み、再拡大につなげないために、まん延防止等重点措置終了後も、リバウンド阻止重点期間を設けることとしましたので、感染再拡大を防ぎ、楽しい夏を迎えられるよう、期間中にそれぞれの感染防止対策を見直していただき、今一度、基本的な対策の徹底をお願いしたいと思います。

引き続きの要請となりますが、県としましても、様々な対策を進めてまいりますので、あと一息、一緒に取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。